西一本木自治会南部地区地区計画の概要

(福井市春日町及び春日3丁目の各一部 約2.0ha 決定日:平成31年1月11日)

1. 地区計画の目標

本地区は、戸建ての低層住宅を中心とした街並み及び閑静な住環境を有した地区である。それらの住みよい住環境を維持し、安心して暮らせる閑静で住みよいまちづくりを目指す。

2. 土地利用の方針

住宅を基本とした市街地を形成し、地区全体として生活利便性が高く、閑静で落ち着いた暮らしやすいまちを目指し、低層の緑豊かな住宅地として、居住環境の充実を図るとともに、良好なコミュニティの形成を図り、暮らしよさに優れた土地利用を図る。

3. 建築物等の整備の方針

暮らしよさが実感できる、空が広くて良好な景観形成を図るため、暮らしよい居住環境の確保など、必要な建築物等の規制・誘導を図る。

4. 地区整備計画

用途地域	第1種住居地域(建蔽率:60% 容積率:200%)
建築物等の用途の制限	第1種住居地域における建築物の制限に加え、以下の建築物は建築してはならない。 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(に)項に掲げる建築物 ⇒ 第2種中高層住居専用地域における建築物の制限と同じ制限内容になる。
建 築 物 等 の高さの最高限度	1 0 m

福井都市計画地区計画(西一本木自治会南部地区地区計画)の計画図

